

平成 2 9 年 8 月 2 9 日

第 9 回 定 例 総 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第9回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成29年8月29日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	47	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	48	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	49	農地法第3条許可申請について
5	50	農地法第5条許可申請について
6	51	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8月29日	午前9時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義嗣	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 9 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

6 番水野委員，7 番楠委員に，お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 説明の前にお断りを申し上げます。

すでにお気づきかと思いますが，本日の議事日程につきましては資料表紙に記載のとおりですが，製本の際にミスがありまして，議案 47 号 48 号がページが前後しております。

あらかじめご了承いただきたいと思います。

説明に入ります。議案書 2 ページになります。

日程第 2 号議案第 47 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 32 号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 33 号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 34 号は所有権移転による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 35 号は所有権移転による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 36 号は所有権移転による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては畑が 12 筆で 18,447 m²です。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号, 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての, 整理番号 32 号から 36 号については, 報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第 47 号については, 報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号, あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは, 議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書 1 ページになります。

日程第 3 号議案第 48 号 あっせん譲り受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号〇〇51 号, 〇〇〇〇さん・〇〇さんは花き専門型の認定農家で経営面積は 165a です。農業労働力は 4 名です。

名簿登録番号〇〇26 号, 〇〇〇〇さんは露地野菜の新規就農者で経営面積は 100a です。農業労働力は 2 名です。

以上は, 担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において, 計画書が認定されたことに伴い, あっせん譲り受け等候補者名簿に新規登載するものです。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号, あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については, 原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第 48 号については, 原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 4 号, 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

それでは, まず, 議案内容について, 事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 16 号

整理番号 16 号の申請地は,

〇〇町〇〇番〇〇, 畑, 593 m², 〇〇番〇〇, 畑, 1,336 m², 〇〇番, 畑, 2,012 m², 〇〇番, 畑, 789 m², 〇〇番〇〇, 畑, 3,522 m², 〇〇番, 畑, 3,129 m², 〇〇町〇〇番, 畑, 581 m², 〇〇番〇〇, 畑, 3,454 m², 634 番, 畑, 392 m²,

合計 15,808 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、91歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、63歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の父にあたります。

整理番号 16 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 16 号の申請地については 6～13 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇〇〇東側畑かん地区内及び〇〇公民館の周辺部 400m の範囲に点在しております。

整理番号 16 号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号 17 号

整理番号 17 号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、179 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、自営業、67歳、東京都にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、71歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の妹にあたります。

整理番号 17 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 17 号の申請地については 15 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館より北側約 250m の位置しており、〇〇畑かん地区に隣接しております。

整理番号 17 号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号 18 号

整理番号 18 号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、343 m²、〇〇町〇〇番、畑、974 m²、合計 1,317 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、93歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、73歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

市外に居住する譲渡人の子が、本件土地の相続を希望しないため、譲受人に無償譲渡するものであります。

整理番号 18 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 18 号の申請地については 17～19 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇町・〇〇より南側 700m 範囲の畑かん地区内に位置します。
整理番号 18 号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に調査結果について、地区担当委員の報告をお願いいたします。

整理番号 16 号を、俵積田広昭委員お願いします。

3 番（俵積田（広）委員）整理番号 16 号について報告いたします。

8 月 12 日、譲受人立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は東白沢に居住する農家です。

甘しょおよび野菜栽培に従事していて、嫁とお父さんと 3 人で農業を営んでいます。

申請地は事務局の説明のとおりですので説明いたしません。

〇〇町〇〇-〇〇の周辺は、東側は市道、西側は農道、南・北側は甘しょ畑です。

〇〇町〇〇-〇〇の周辺は、東側は市道、西側は農道、南・北側は甘しょ畑です。

〇〇町〇〇の周辺は、西・東・南側は市道、北側は甘しょ畑。

〇〇番の周辺は、西・東市道、南・北は甘しょ畑。

〇〇-〇〇の周辺は、東側は市道、西側は農道、南・北側は甘しょ畑です。

〇〇町〇〇番地の周辺は、北側と南側は市道で、東・西側は甘しょ畑です。

〇〇町〇〇と〇〇-〇〇の周辺は、西側は市道、北・東・南は山林です。

〇〇町〇〇の周辺は、西側市道、南側は住宅、東側は山林、北側は甘しょ畑です。

9 件とも父親からの贈与です。

権利取得後も、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号 17 号を、天達委員お願いします。

8 番（天達委員）整理番号 17 号について報告いたします。

8 月 11 日に譲受人の本人豊留義秀さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落の甘しょを中心に栽培する農業者です。

位置関係および譲渡人との関係については事務局の説明のとおりでございますので割愛いたします。

申請地周辺は、北側及び東側は畑、西側及び南側は道です。

現在は耕運してマメ作の準備中でした。

周辺農地も同様の営農であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号 18 号を、俵積田正康委員お願いします。

12 番（俵積田(正)委員）整理番号 18 号について報告いたします。

8 月 12 日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落の甘しょを中心に栽培する農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地〇〇番周辺は、北側は道、その他周囲は畑であり、現在、甘しょ畑となっています。

また、申請地〇〇番周辺は、北及び南側は甘しょ畑、東及び西側は道であり、現在、甘しょ畑となっています。

周辺農地も同様の営農であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 4 号、農地法第 3 条許可申請の整理番号 16 号から 18 号については、事務局の説明及び、地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件で、所有権の移転に関する申請が 3 件、使用貸借権の設定に関する申請が 1 件です。

整理番号 19 号

整理番号 19 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、314 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、漁業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいをしているので、申請地に自宅を新築したい。」

とのことです。

申請地は22ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇より北東80mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は314㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、現況のまま、整地をおこない、境界には、東側は2mの擁壁、南側は60cmのブロック積を施します。

建物は高さ5.3mの戸建て住宅であり、周囲土地から1.4m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号20号

整理番号20号の申請地は〇〇町〇〇番〇〇，畑，193㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社役員です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「自宅敷地が住居や物置で車をおくスペースがないことから、隣接する申請地を来客用の駐車場として確保するため。」とのことです。

申請地は24ページに掲載してあります。

〇〇小学校敷地より南東約150mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない2.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は普通自動車1台、軽自動車1台分の駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は193㎡で、問題ないものと思われます。

駐車場転用にあたり、現況のまま、砂利敷きをおこない、農地境界には20cmのブロック積みを施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号21号

整理番号21号の申請地は〇〇町〇〇番〇〇，畑，498.21㎡です。

借人は〇〇〇〇さん，地方公務員です。

貸人は〇〇〇〇さん，農業です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいをしているので、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は 26 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇町店から南側約 15mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がなされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 498 m²で問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を分筆し、一般住宅として、転用するものでありますが、西側の境界には、一部に 2mの擁壁を設置し、その他周囲境界には、60 cmのブロック積みを施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号 22 号

整理番号 22 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，431 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員外 1 名です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいをしており、手狭になったことから、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は 28 ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇より南側 30mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 431 m²で問題ないものと思われます。

建物は高さ 5.5mの平屋であり、周囲土地から 1.2m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 19 号及び 20 号を

原田委員お願いします。

2 番（原田委員）8 月 18 日に眞茅委員，水野委員，桑原委員，有村委員，事務局の永江係長，前原さんと現地確認を行いました。

まず整理番号 19 号について報告いたします。

整理番号 19 号の申請地は、説明にありましており〇〇町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の西及び北側は道，東側及び南側は畑です。

境界には、東側は擁壁，南側はブロック積を施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止するとのことです。

建物も、境界より控えて建てるので、日照通風等支障を及ぼす恐れはないものと思われます。

雨水については、溜桝により西側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は下水道により、西側・側溝に排水する予定です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号 20 号について報告いたします。

20 号の申請地は、〇〇町に位置する孤立した農地です。

転用目的は駐車場です。

申請地の北側は雑種地、西側は道路拡張時に造成された国道敷地、東側は申請人の自宅です。

農地境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止することです。

雨水については、自然流下により西側の側溝へ放流により処理する計画です。構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはないものと思われます。

周辺土地に被害を及ぼすこともないため、なんら問題のない申請かと思います。以上報告を終わります。

議長 次に整理番号 21 号及び 22 号を、眞茅委員お願いします。

4 番（眞茅委員）まず整理番号 21 号について報告いたします。

8 月 18 日に事務局前原氏、永江氏、それと原田委員と行政書士〇〇氏立会いのもと現地調査を行いました。

21 号の申請地は、事務局の報告のとおり〇〇町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は住宅、西側は道、東側及び南側は農地です。

一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を分筆し、一般住宅として転用するものでありますが、境界には、西側に擁壁、その他周囲にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

申請地北側の宅地との間に里道が存在しますが、境界より控えてブロック積をし、十分な通行幅をとるなどして、機能はそのまま維持することです。

なお、分筆して残された農地は、所有者が菜園として利用しますが、通行については、申請地敷地より承諾を得ておこなうことです。

雨水については、溜桝により西側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水汚水は合併浄化槽で処理後西側・側溝に排水する予定です。

建物は、周囲土地から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはないものと思われます。

以上のことからやむをえない申請ではないかと思います。

続いて、整理番号 22 号について報告いたします。

22 号の申請地は、事務局説明のとおり、〇〇町に位置する農地です。

〇〇夫妻立会いのもと調査を行いました。

転用目的は一般住宅です。

申請地の西側は市道，北側は宅地及び畑，東側は畑，南側は宅地です。

境界には，ブロック積がありますが低いため積み増しをし，周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については，溜桝により西側・側溝へ放流し，また生活排水汚水は下水道を利用する計画です。

建物は，周囲土地から控えて建築し，日照通風等支障を及ぼす恐れはないものと思われます。

また被害防除策も示されており，やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号，農地法第5条許可申請の，整理番号19号から22号については，事務局の説明及び，調査員の報告のとおり，承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第50号については，申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号，農用地利用集積計画の調整についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第51号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は29ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号70号から76号の利用権設定を受ける者，〇〇〇〇さん外6名，利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外7名で，設定面積は，畑が6筆の3,191㎡，樹園地が30筆の30,358㎡，計36筆33,548㎡です。

以上の計画要請の内容は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転です。議案書は27ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号7号，譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん，譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん，経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は8筆で，9,371㎡です。

整理番号8号，譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん，譲受人は〇〇町にお

住いの〇〇〇〇さん, 経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は1筆で, 921 m²です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号, 農用地利用集積計画の調整のうち, 利用権設定の整理番号70号から76号及び所有権移転の整理番号7号及び8号については, 原案のとおり, 承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第51号については, 原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第51号の決定いたしました案件につきましては, 市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨, 9月20日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして, 本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので, 閉会いたします。

なお, この後しばらく休憩ののち, 全員協議会を開催いたします。

午前9時40分閉会